

平成 27 年 月 日

白井市長 伊澤 史夫 様

白井市市民参加推進会議
会 長 池 川 悟

平成 26 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について（答申案 2）

平成 26 年 7 月 30 日付け白市活第 71 号で諮問のありました平成 26 年度市民参加の実施状況に対する総合的評価について、審議した結果を以下のとおり答申します。

第四期（平成 26 年度～平成 28 年度）

市民参加推進会議

会 長 池川 悟 副会長 市川 温子
委 員 坂野喜隆 手塚崇子 林 章
谷本滋宣 徳本 悟 三浦永司
田中卓也

答 申

第四期市民参加推進会議は、市長から委嘱された事項について調査審議するため、平成26年度に第四期の委員として新たに委嘱された9名の委員により、運営しています。

平成27年度は、5月15日から8月28日までに6回の会議を開催し、その審議内容を答申書にまとめました。

市長から委嘱された事項は、市民参加の取り組みを行った事業についての「総合的評価に関すること」と「白井市市民参加条例の検証・見直しに関すること」であり、今年度については平成26年度に市民参加を実施した16事業の総合的評価を行いました。

市民参加を実施した事業の総合的評価については、平成23年度から平成25年度までの第三期の委員から適切な評価をより簡易にできるように評価方法を見直すべきとの提言を受け、平成26年度より、新たな評価方法と評価区分で評価しています。

この評価方法は、第3期委員の提案を踏まえ、従前の評価方法から改善を行ったものになりますが、完全なものではないため、今後も引き続き現状に即した評価方法に改善していくことが必要となります。

答申では、平成26年度に市民参加を実施した16事業に関して、事業ごとに採用した市民参加の方法やその実施内容、公表を含む市民への周知などについて、市民参加推進会議で調査・審議したことを整理しました。評価を行った16事業のうち、8事業が平成26年度で事業を終了し、8事業が平成27年度以降も継続して実施する事業となります。

今年度は任期2年目の中間答申として、以下の3つの提言を行います。これらの提言は、いずれも白井市における市民参加を更に推進させるために必要な事項、白井市に不足している事項となりますので、改善を図ることで市民参加の質の向上が期待できます。

市長におかれましては、本答申を受け、第5次総合計画で新たに定められる市の将来像「ときめきとみどりあふれる快活都市」の実現に向け、更なる市民参加の推進に取り組んでいただくようお願い致します。

[提言1] 必須の情報提供・公開場所の設定

—市ホームページ・情報公開コーナー・図書館での情報の共有化—

白井市市民参加条例では、市民に情報を提供することにより、市との情報の共有化を図ることを市民参加の基本原則の一つとして挙げています。市民との情報の共有化のためには、行政活動に関する情報を積極的に提供する必要があり、公文書の開示請求があった場合だけでなく、市民が必要とする情報を積極的に提供することが求められます。

情報公開コーナーは、市の保有する情報を公開し、広く市政に関する知る権利を保障することにより、市の行政運営の公正性と透明性を図ることを目的に設置されています。

分野ごとに資料が配置されており、市の統計情報や財政関係資料、各種計画書、報告書、会議録など多くの市政情報を、誰でも閲覧することができます。

ホームページに情報を掲載することで、ホームページを閲覧できる方なら誰でも市政の情報を入手することができます。ホームページの特徴として、情報の作成から発信までに行うべき手続きが少ないため、最新の情報に随時更新できる、最新の情報を随時検索できるといった情報の即時性が挙げられます。そのような特徴から、ホームページは必要な情報を能動的に調べることに適した媒体と言えます。

ホームページを閲覧する方は探したい情報、目的を持って検索している人が多いので、ホームページで情報を検索する際に、目的の情報に容易にたどり着けるよう改善できるとよいでしょう。また、ホームページなどの情報技術は便利な一方で、それを使いこなせる者と使いこなせない者の間に情報の格差が生じるため、ホームページが閲覧できない市民への対策も併せて講じる必要があります。

図書館は、子育て世代や学生などの若い世代も比較的多く訪れる施設です。白井市における市政への市民参加の問題点として、若年層の参加が少ないこと、参加する市民が固定化していること、女性の参加が男性に比べて少ないことが挙げられますが、このような施設で若い世代に対しても市政情報を積極的に提供していくことも必要でしょう。

このように、情報提供を行う場所にもそれぞれの特徴があります。適切な情報を提供していても、それが市民の目に触れなければ効果がないため、複数の媒体による周知が必要です。上記の3ヵ所については特に市民の利用頻度が高い主要な情報公開先のため、情報公開に関しては、**情報公開コーナー、市ホームページ及び図書館の3ヵ所での公開を必須にするべきです。**

また、公開する場所が整っていても、公開する内容が伴っていなければ十分な効果は得られません。開催情報など事前の情報提供だけでなく、結果公表など事後の情報公開もきちんと行うことが必要です。例えば、**審議会や意見交換会については、会議録は可能な限り公開するべきですし、パブリックコメントについても結果まで公開すべきです。**

提供する情報、提供時期、提供方法等を工夫することで、市と市民の双方向の情報交流を実現し、行政活動に対する市民の意見を市政へ反映していただくことを期待します。

[提言2]市民参加への積極的な取り組みと適切な実施

—市民参加条例の趣旨を踏まえた市民参加の実施と手段の選択—

白井市市民参加条例では、市民参加を実施すべき行政活動を6つの分類により規定しています。この分類は、市民参加条例の運用にあたっての各担当部課の判断基準とするために示しているものです。市民参加の対象事業について、一定のルール化が図られているものの、条例上、市民参加を実施すべきかどうか不明瞭な事業に関しては、担当課の判断によっていると伺っています。

条例で規定されているからやむを得ず市民参加を実施するのではなく、市民参加の趣旨を踏まえ、条例上市民参加が必須でない事業についても、積極的に市民参加の手法を取り入れることを望みます。また、市民参加の手法を取り入れる場合でも、市民参加の質を高めるためには、用いる手段の正しい選択が重要となります。

市民参加手段には、審議会やパブリックコメント、アンケート調査など様々な種類があります。それぞれの市民参加の手段によって、対象としている市民の範囲・機会の度合いと、その市民参加手段で参加した際に、質的にどの程度関与でき、影響を与えることができるかの度合いが異なります。

例えば、審議会は関与できる度合いは大きいですが、一部の市民を対象としているため、広く市民一般の参加を得ることはできません。アンケート調査は対象を限定せずに意見を伺うことで、広く市民一般から意見を募ることができますが、一人ひとりの意見の関与の度合いは大きくありません。

今後は、これらの違いや事業の性質を考慮した上で、各事業にあった適切な市民参加手段を選択していただくよう期待します。

[提言3]市民参加の総合的評価に関する評価方法の追加 —書類評価の補完を目的とした聴き取り調査の導入—

市民参加推進会議は、市の市民参加に関する基本的事項を調査審議するために設置された諮問機関です。その審議内容の一つとして、市民参加の実施状況に対する総合的評価があり、市が取り組んだそれぞれの事業について、適切な参加の方法を選択したか、市民意見の取り扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価しています。

市民参加の総合的評価では、事務局が庁内各課に照会し、市民参加を実施する事業について取りまとめた調票を判断材料としています。しかし、今年度の総合的評価の中で、調表からでは事業の具体的な内容が分からず、評価が難しい場面がありました。

現在の評価方法では、事務局が取りまとめた調票のみを判断材料としており、疑問が生じた事項について詳細な内容が分からないことがあるため、事業全体を踏まえての判断が難しく、形式的な評価となってしまう傾向が見られました。

評価の質を上げる手法の一つとして、現在の調票による評価の配分を下げ、実際に担当課の職員にヒアリング等をしながらその場で評価する外部評価の手法があります。

事業の詳細や調票では読み取れない点を知ることで、事業についてよりよい理解が得られ、適切な評価に繋がるため、担当課の職員に話を聴く機会を設けることも必要です。

また、現在行っている書面での評価に加え、市民参加推進会議委員による外部評価を加えることで、職員の意識改革を促す効果も期待できます。

今後は更なる参加の質の確保が必要になってきますので、職員全員が参加の意識を持ち、行政運営に取り組んでいただくよう期待します。

